

## VII 計量を支えた人々の寄稿



### — 今後の計量協会の在り方 — 計量士の雇用・育成・教育

一般社団法人 群馬県計量協会

会長 横田貞一

(会長職:H23年～現在に至る)

#### (1)群馬の計量課題

まずははじめに、(一社)群馬県計量協会の現状の課題について、触れさせていただきます。これは、創立100周年を記念して、「今後の計量協会の在り方について」と題して座談会を開催した際に、協議された事項はで次のようにになっております。

##### 1 計量検査体制の一元化

県内には、計量団体が2つあり、当協会と一般社団法人群馬県計量検査センター（以下「検査センター」という。）があります。

検査センターは高崎市の指定定期検査機関として、高崎市管内のはかりの定期検査を行っているほか、高崎市管轄外においても代検査として一部当協会管内のはかりの定期検査を実施しています。

そこで、定期検査の効率化と計量士の有効活用、並びに財政基盤の強化を図るため、現在、県及び特定市を交えた計量検査体制検討委員会を立ち上げ、統合へ向けた協議を開始しています。

##### 2 事務局の手狭解消

現在の事務局は、県から検定所の一部を無償で借用していますが、部屋が狭くまさに密接状態にあり、来客があっても座るスペースも取れない状況にあります。

また、検査センターとの統合が叶えば、所帯が大きくなるものの、現在の事務室に到底集約できるものではありません。

そのため、新たに規模にあったオフィスが必要となります、ランニングコストを極力押させるためにも無償の施設を確保する必要があります。

##### 3 計量士の高齢化対応

計量士の担う役割は大きく、はかりの定期検査業務のほか日本郵政グループの計量管理業務など計量士なくして業務は成立しません。

一方、計量士資格を取得するには、国家試験に合格するか産業技術総合研究所研修センターにおいて計量教習を終了し資格認定を受けるかのいずれかに加え、必要な実務経験を（国家試験合格者は1年、認定試験合格者は2年）を積む必要があります。

協会内の計量士の多くは、官公庁や企業を定年退職された方の任用であり、多くは年金受給者が主体となっているため計量士の高齢化が進行してきています。

そのため、計量士の後継者として若年計量士を早急に育成しなければなりません。

#### 4 増収へ向けた対応

主な収入は、会費収入と受託事業収入ですが、会費収入については年々会員の退会が後を絶たないため過減状況にあるものの、受託事業収入については令和元年度から前橋市の定期検査を受託することになったため、大きな改善が図られた状況にあります。

一方、主な支出は、証紙関係支出を除くと人件費（現在の構成比68%）が突出して大きいわけですが、それでも計量士を官公庁や企業の定年退職したOBを雇い入れることで低く抑えられていましたが、財政的には安定が保たれていると言えます。

しかしながら、今後においては、計量士OBの確保が難しくなる中で、後継者として若年計量士を育成していかなければならず、人件費が高騰していくことが見込まれます。そのため、計量団体の統合を推進するほか、たとえば東京都や大阪府に倣って、タクシー装置検査の受託など、新たに収入を増やす取り組みが求められています。

#### 5 検査ニーズへの対応

社会的環境の変化や計量業務が昼夜区別なしに行われている状況から、使用者ニーズが多様化（使用場所での検査、営業時間外・休日の検査等）してきており、計量器の使用状況等々に即した検査対応も検討すべき課題となっています。

さて、ご承知のように、（一社）群馬県計量協会では群馬県及び県内の特定市（伊勢崎市、太田市、前橋市）からの委託業務・管理委託業務を受託業務として、『はかりの検査』を実施しており、計量士会のご協力の下、適正な検査を実施する体制を構築し、域内の適正な計量の確保を図り、県民の安心・安全に繋がる活動を行なっております。

計量法では、特定計量器の全数検定・検査を行うことにより、公正・公平な取引・証明を確保し、安全・安心を確かなものとしていますが、実施状況では、地方分権一括法施行以降の計量行政の体力格差が拡大しており、引き続き円滑な検定・検査体制を維持することが困難となっている地方自治体も少なからず存在するのが実態であり、近年では、計量行政の跛行性について指摘がなされており、計量基盤の揺らぎを指摘する声もあります。

加えて、社会的環境の変化や使用状況もあり、利便性及び使用者ニーズの多様化（使用場所での検査、営業時間外・休日の検査等々）への対応も求められ、現状の検査体制及び検査方法等々への取組みも考慮すべき事項として指摘しております。

まさに“計量業務”は昼夜区別なしに行われている実態があり、中断は許されない状況もあり、計量実態に即した検査対応も検討すべき課題となっております。

社会の中で日常的に計量が果たしている役割を考えると確かな計量体制の維持は国民総てに計り知れない恩恵をもたらしており、その意味では比較的少ない経費で維持されている計量システムは社会の安定・安心に対して大きな貢献をしていると確信しております。

一般行政及び産業関係者更には国民に対して、計量の受益者として理解を求め、我々計量関係者はあらゆる機会を捉えて、計量に関わる知識・情報を広く提供していく更な

る努力が必要かと思います

思えば、「計量」は身近な存在であり、当たり前だと思っていたている事自体、信頼の証でもあり、大切であることは誰でも承知しており、その制度の安定を誰も疑う者はいないと思います。

その上で、「計量」は、関係者の不断の努力の管理の基で維持される制度であるという事も強く指摘をしておきたいところです。

いずれにしても、計量行政の体力格差が拡大及び跛行性に伴い、民間事業者・団体の参入の促進がなされております。

## (2) 計量基盤の揺らぎ

平成の大合併で新たに計量に係わる自治体（特定市＝特例市）もたくさん発足してきておりますが、自治体の合併を推進し業務を取り纏まる多くの担当者は、他の分権業務等（都市整備等）には期待もあり、政策面でも精通しておりますが、同時に移管された「計量」業務への関心は薄いのが実状でした。

担当部署の設置及び予算措置等も十分とは言えない認識がありますし、指導・相談を図り、計量行政の情報を提供すべき、計量行政を担ってきた県計量検定所も担当者の部署異動等々もあり、自治事務化に伴い、検定所組織そのものも大きな変貌を遂げ、十分な移行措置が図られていないところもあるようです。行政の組織の変貌とある意味での弱体化は地域間で行政判断と執行の手法等において差異を生みつつあります。

多くの県では、指定検査機関への委託、委任等々が行われ、中には、業務委託、行政委託とまで考えられる委託委任内容となっているところもあるようです。

受け皿として多くの場合は、民間活用のもとに、地域の計量協会が任に当たっている事が多いようです。果たして、計量の安全安心は継続して確保され、担保されているのでしょうか？

地方の計量協会は社団法の改正もあり、一般事業所とは利益配当等々いくつかの規制が違うものの、変わらない存在となっております。

会員数の減少と財政支援もなくなりつつある中で、自立を求められており、存続の岐路に立っている面もあり、事業計画と体制の改善と会員の維持の模索をしているところではないでしょうか？

現在はなんとか？大丈夫？ではなくこの仕組みで、計量の基盤が継続的に将来にわたって、確保されるのかと言う事も議論され、検証していく必要があると思います。また、地域間格差も出てきております。

何れにしても、計量行政に関する財政の負担支出は暫減される方向ですし、人的な供給等も計量関係への教育的支出が暫減しており、枯渇していく事は明白となってきている県もあります。

県・市単位の指導と支援の基での基盤確保の仕組みは、先々、大きな問題となることは必定ではないでしょうか？

「計量」は重要な社会的基盤であり、行政支援だけではなく、計量協会は公益事業としての存在を示す事がここにあります。地方の計量協会も自立・自助努力の一環として

何らかの方策を考える必要があります。計量器使用事業所への会員獲得アプローチと、事業所にとって、適格な計量情報の提供と様々な講習会等を検討する事も域内の計量に関わる公益事業団体として必要な活動ではないかと考えます。

また、地計協間の広域連携で基盤の維持を図る必要がある事も検討する時期ではないでしょうか？

計量基盤が地域間で差異があり、広がる事は市民、国民の側から見れば大きな問題として残るものと考えます。

こうした差異、格差がある計量行政の執行状態の跛行性は指摘されているところですが、何も手を打てない状況下であるように思えます。機関委任事務でなくなった行政で直面する難題として「計量の自治事務化の弊害」がここにも出ている様に感じております。広域的な経済交流と取引が行われている時代に地域間で差異があり、国内不整合が露出する事態になるとは如何なものでしょうか？

地方分権化が意図しない計量基盤への揺らぎとなる事は避けたいものです。計量行政は公益性で担保され、広域性の中で執行されるべきものと考えております。

一方、地計協を組織する重要な一員の事業者の業態及び環境でも大きな変化が出てきています。経済活動の重要な社会インフラ基盤の「計量制度」ですが、「度量衡法」以来、規制法として築き上げ、整備されたシステムも、その法規制の関与を少なくする方向で検討され始めております。取引における安全・安心なインフラとしての計量を支え、永く培ってきた計量関連事業者の業態の経営構造も免許・登録制度から届出制へと大きな変化が出てきております。経済のグローバル化は、法整備及び国内で施行される規格等の国際規格に基づく国際整合化をもたらし、「規制緩和政策」によって競争原理の導入と自己責任と第三者認証制度の導入を余儀なくされております。

特に、平成に入ってからは、「機械式ばかり」から「デジタル式ばかり」への需要の変化、計量法の改訂に伴う「型式承認制度」の導入、実用基準分銅での検査体系とトレーサビリティを求める「国際規格」からの計量管理の要求、JIS規格の導入とISO/IECとの整合化等々計量業界を取り巻く環境は大きく変化しており、古くから携わってきた先人の認識では、従前からの基盤となる考え方等も一部の修正を余儀なくされ、「黒船来航以来の驚天動地」と言っためまぐるしい対応を求められた事態もあったのではと推察されます。これは業態改善への自己投資として捉えるものでしょう。

今、計量基盤は大きな揺らぎを感じているかもしれません。

### (3) ものづくりの品質保証体制（計量管理）

事業活動の一つである『中小企業向け測定基礎研修事業』について、述べたいと思います。

群馬県計量協会は「ものづくり群馬は計量計測から」とした標語を掲げ、法定計量の検査のみならず、ISO17025等国際規格の講習会も行っており、その事業の中で継続して行っている講習会が『中小企業向け測定基礎研修講座』です。継続して行う事により、域内の中小企業に資する事業となっています。

計測管理及び計測技術を学ぶだけではなく、『そもそも何のための計測なのか』という

事』を認識する為の『計量計測の基礎』教育であり、ものづくりの現場には、より一層、重要なものになってきているかと考えます。ものづくり現場では『計量・計測』技術・技能の向上に資する体系的な『計量・計測の基礎』教育等々が重要であり、『計量計測する技術』が体系的に伝承される組織が必要となり、維持されなければ品質を継続的に保つことは困難となります。日本のものづくりを担ってきた中小零細事業者でも、事業の海外移転等々地域の空洞化の余波を受け、サプライチェーンの末端の位置する事もあり、事業の統廃合が進んできている実態もあります。長年にわたって培われたものづくりの基盤技術及び技能の継承が円滑に行われにくくなっている事もあり、こうした要因から地域の産業集積の技術基盤が揺らぎから崩壊に繋がる事となります。日本の高品質な「ものづくり」を維持することができなくなる恐れもあります。

世界のものづくりの品質は、ある意味、日本はものづくりの質への評価を頼りにしてきたが、最近相次いで、大手メーカーの一連の計量データの改竄等々計量管理に関わる事象が発生し、この問題によって大きく損なわれています。

日本人の生真面目さ、勤勉さ、従順さに裏打ちされた日本人の“質への評価”が揺らぎ始めています。日本は島国であり、集落文化を中心に発展してきたため、価値観は本能的で、さらに言えば、感情的で現実的であると言われております。

一方、欧米、中国は大陸文化で、長い間、周りとの衝突や接触を繰り返してきているため、価値観はより理性的であると…。

違いは顕著であり、日本人の行動は組織立っていて秩序的であり、過度な「群れ意識」を持ち、命令に従う従順性があり、その良いところは、皆が従順で統制が取りやすいところですが、一旦、性質の悪い勢力が権力を握ると、異論を唱えず、それに従ってしまいます。でも、個人間の関係は驚くほど誠実なものであるのに…典型的な日和見主義である側面もあります。ある意味、日本に合理主義というものは存在しないのかもしれません。

周りの影響を受けずに、真に独立した考えができる知識人がいない？議論を尽くすところが少ないとと思われます。そうは言っても、日本人は、極端なほど秩序にこだわります。

日本人が秩序を守ることは、全世界が知るところですが、一方では、集団で邁進してしまう危険性をはらんでいるとも指摘があるようです。道徳観念は根本的に恥を重視し、罪悪感は重視されません。礼儀正しく、よく笑い、規律を守り、人に対して誠実であるにもかかわらず、過去の罪に対しては、目をそむけ真剣に向き合わないと思われます。内々に事を解決することを好みます。…と言えるかもしれません。

さて、今回の騒動の中で、再度考えたいことがあります。

品質保証等に必要な事はいくつかありますが、医薬・製薬原料の分野で採用されているバリデーション (Validation) という考え方を理解しておくと理解しやすいのではと思います。

これは、文書化された証拠を確立してゆく作業であり、これはあらかじめ定めた仕様や品質にあった製品を継続的に生産するプロセスに対して、高度の保証を与えるものです。バリデーション (Validation) は、次のプロセスで説明される事が多いです。

1. テスト (Test)
2. 検証 (Verification)
3. 適格性評価 (Qualification)
4. 証明 (Certificate)
5. 監査 (Audit)
6. 照査 (Review)

などのプロセスで妥当性を検証するものであるとしており、バリデーションの活動の中には勿論、適格性評価 (Qualification) が含まれることは言うまでもありません。

品質保証に必要な考えに、

- ・ルールを決めて文書化する事。
- ・ルールどおりに実施し、記録を作成する事。
- ・定期的に見直しを行い、改善をはかる事。

があげられますが、先ず、「文書・記録がないということは、保証ができないということである。」と言えます。

つまり文書は品質および品質保証の証明となるのです。

こうした活動では「見直し」と「あらかじめ」という言葉が重要です。

品質保証のためには、あらかじめ定めた仕様や品質がなければなりません。……あらかじめ定められた手順及び計画等々、様々な想定の基に、品質保証の基本は、計画のとおりプロセスを遂行し、あらかじめ定めておいた仕様や品質の結果を、繰り返しアウトプット（出力）できなければなりません。

「たまたまやったら、たまたま良い結果が出た。」では、再現性がなく、品質の保証は出来ないのであります。

バリデーションにとって重要なことは、「文書化」「記録」であります。第三者が当該文書及び記録を見て、その品質および品質保証を確認できるものでなくてはなりません。

これを「対監査性」という事になります。「品質活動の実施」の確認と「見直し」改善に繋がるプロセスです。

しかし、記録の書き換え、データの改竄は、……根の深い課題となっております。

#### (4) 社団法人とは

平成8年4月 社団法人群馬県計量協会が設立され、県から定期検査の委託業務が開始されることとなりました。その後、業務執行を行い、その後太田市、伊勢崎市の委託業務もあり、検査執行体制を整え、順調に推移してきているところですが、平成31年度（令和元年度）から予定されていた新たな特定市（前橋市）からの委託業務・管理委託業務の実施にむけて、検査体制の見直し、計量士並びに補助人員の増員等々の必要もあり、準備を進めてまいりました。

先ず、雇用した職員を計量教習所に入所させ、計量士資格も授与されました。また、新たに経験豊富な計量士にも会員入会をしていただき、受託業務の実施にむけてスタッフ等の陣容も整い、実施に向けた協議を重ねてきた成果もあり、新たな特定市（前橋市）

からの委託業務・管理委託業務の実施は、現状において、順調に推移しております。

しかし、次の世代に向けて、計量士の高齢化等の課題も残っており、中長期の計画の下、新たな職員の雇用、計量士の育成強化は必須となっております。財政的な課題もあり、引き続いて取り組むことになります。

此処で、計量協会の運営に当たって、「一般社団法人とは？」及び「責務」について再度確認をしておきたいと思います。一般社団法人は、人の集まりに対して法人格が与えられたものになります。人が集まって何をするかと言えば、営利を目的としない活動をするということです。

しかし、ここが誤解を生みやすいところですが、一般社団法人が利益を追求してはいけないわけではありません。活動に関する制限はほとんどありません。

では、何が営利を目的としないかといいますと、ご承知のように、「“利益分配”」ができないという点であり、逆に、収益活動については、制限はない。」という事になります。

運営を維持・継続させる為の収益活動は宜しいわけで、今後の委託等の費用算定にも維持継続に必要な費用を計上していく事もご理解していただく事になるかと思います。

基本的に公益的な活動において、継続性の確保は重要であり、運営維持費及び要員等の育成強化等々将来の基盤への投資等は計画され、積立等を行なっていく事が求められております。ただ、従前の制度の社団法人時に公益活動で得た資産等については、計画年数で費消する事を義務付けられておりますので、現実には、その算定等々捻出も難しいところもあります。

株式会社とは、株式を保有する株主から、有限責任で資金を調達して、株主から委任を受けた経営者が事業を行い、利益を株主に配当する法人格になります。株式会社は、発起人は必ず出資をする必要があります。これが「資本金」です。ただし、1円以上になりますので、ほぼ出資金はいらないに等しいのですが…。

一方、一般社団法人には、そもそも資本金という概念がありません。従って、設立時の出資金は必要がありません。

株式会社の場合、剰余金、つまり利益が出れば、それを配当金として株主に分配することができます。つまり経営判断で、先々への投資及び費用拠出も可能となります。

また、一般社団法人の場合には、利益を社員などに分配することができません。これはあくまでも剰余金の分配を構成員である社員にできないのであって、理事になっている社員に対して、給与などの報酬を支払うことは全く問題ありません。

ただし、給与金額を一気に増やすと、剰余金の分配とみなされます。給与額は一定期間変動させないようにしませんと…。

原則、普通法人と同じです。但し、「非営利型法人」については公益法人等として「収益事業」のみに課税、税率は普通法人と同じ事になります。

株式会社は、顧客が支払ってくれる「商品」や「役務」で運営されます。顧客は、株式会社が提供する商品やサービスに満足した結果、お金を支払ってくれます。

つまり、株式会社にとって大事なことは、商品やサービスを顧客がどう評価してくれ

るかということです。

一方、一般社団法人は、会員が支払ってくれる「会費」や「受講料」で運営されております。会員や受講生は、一般社団法人の「理念」に共感を覚えた結果、お金を支払ってくれます。

また、行政からの委託事業等でもその算定に収益を見込んで、将来基盤の強化及び要員の雇用育成等々を中長期に計画し、組織の維持運営を図ることはできますが、基本的には、委託費用の算定等の過程で運営活動についてどのような評価とご理解を得るかにかかる事になります。委託先との共有した活動への認識と評価も重要な基点となります。

一般社団法人にとって最も大事なことは、理念や姿勢を会員や受講生・関係者（委託先）がどう評価してくれるかということになります。

一般社団法人は、人の集まりに対して法人格が与えられたものであり、集う目的が公益的なものであればあるほど、公平性、透明性はもとより、継続性の確保に関する運営方針等についてはご理解を得る必要があります。

公益性のある活動を目途とした「責務」についても、会員並びに運営に当たる職員・要員は充分に理解し、認識をしなければなりません。

つまり、情報開示と透明性のある信頼性を確保した運営に心がける事になります。昨今の計量行政審議会等の答申でも出てきておりますが、国際規格ISO/IEC17025または17020による運営組織の構築が求められているのはこうした基点によるものと考えます。手順の確保と並びに執行、監査と見直し、計画……繰り返される管理サイクルを確実に構築し、廻していく事が、作業品質の信頼性の向上を得る事となり、また、結果、安心・安全への担保となります。実施には、設備投資だけでなく、職員及び要員の資質向上等に資する投資も必要となります。スパイラルアップを念頭に、現行作業及び手順の改善・見直し等も着手する事になります。協会の組織の運営において、品質システムの構築と執行体制の構築は、これから大きな課題でもあります。

(一社)群馬県計量協会の定款には、目的が記載されており、「本会は、計量技術の調査研究、計量思想の啓蒙普及、計量器定期検査、計量管理指導等の事業を行うことにより、群馬県における適正な計量の実施を確保し、もって本県の産業経済の発展及び消費生活の向上に寄与することを目的とする。」としており、この目的に沿った事業推進していく事になります。

## (5)今後の計量協会の在り方

検定・検査の実施者は、公正性、公平性、独立性が確保された仕組み（国際規格に基づく）が、指定検定機関・指定定期検査機関への参入の際に求められております。業務委託等々を受けるにあたって、地方計量協会の組織運営においても、今後は、公正性、公平性、独立性が確保された仕組み（国際規格ISO9001、ISO/IEC17025, 17020に基づく）で管理運営を図っていく事が求められてくるのではと考えます。

継続性・信頼性を確保するため、公正性、公平性、独立性が確保された組織運営で、最新の技術基準や計量器への知見を有した人材として、計量士を育成することが必要であると考えております。

つまり、計量士の登録後も計量教習によって、委託業務・管理委託業務を受託業務として、『はかりの検査』を実施する上で、また、国際規格、JIS規格、業界規格に基づいた精度確認検査等々域内のものづくりの品質管理（計量管理）に資する検査等を実施する上で、関わる知見の取得、技能並びに資質向上を継続的に図っていくことが必要です。

しかし、計量士を協会内で雇用・育成・強化となると中・長期の計画に基づく組織の運営体制が必須であり、財政的な課題が山積しているのが現状であります。従来、協会内の計量士の多くは官公庁若しくは企業内計量士からの出身者で構成されている実態があり、年齢的にも退職後の任用であり、多くは年金受給者が主体となっており、短期的には、民間で活躍している計量士の再活用となります。

中長期的な継続性には、一定の雇用が必須であり、脆弱な財政基盤の組織にとっては運営上の課題を残しております。官公庁出身の計量士には、行政で培った経験もあり、法定計量における検査体制の柱となる人材となります。一方、民間活用として企業内出身者の計量士は、国際規格並びに当該業界規格等々に通じております。

いずれにしても継続性・信頼性を確保するため、また、中長期的な視野からも雇用・育成をする仕組みが協会内に必要である事は言うまでもないところです。

#### （6）課題への取り組み

一方、県内には計量に関わる一般社団法人として、高崎市に所在する検査センターが高崎市の指定検査機関として委託を受け、組織運営を行っております。関連事業所等の委託もあり、群馬県内外の検査活動にも及んでおります。

計量に関わる両団体の統合等に関しては、永年の懸案事項ではありますが、今後の群馬の計量にも大きな影響がありますので、慎重に議論を進めているところです。設立時の経緯、並びに検査体制、職員の給与、組織運営についても様々な課題を調査・検討しているところです。前橋市から計量検査等に関わる委託等々に関して諮問があり、これを期に群馬の計量検査体制等についても今後の在り方等々を協議する組織を構築することとしました。

そこで、群馬県計量検査体制検討委員会を平成28年10月31日に立ち上げ、実施する事といたしました。「群馬県計量検査体制検討委員会は、今後の群馬県の計量検査体制について検討し、以て群馬県の適正な計量の確保に資することを目的としております。事務局は計量協会におき、構成員は下記のとおりです。

- (1) 前橋市産業経済部 部長
- (2) 高崎市商工観光部 部長
- (3) 伊勢崎市経済部 部長
- (4) 太田市産業環境部 部長
- (5) (一社)群馬県計量検査センター 理事長
- (6) (一社)群馬県計量協会 会長及び計量士部会長

※アドバイザー 群馬県計量検定所 所長

検討事項としては、群馬県及び特定市の計量検査体制の現状と課題及び今後の方針となります。

その会議の折に、「県、（特定市前の伊勢崎市及び太田市含む）については平成15年度から委託を開始し、更にこれに先んじて高崎市が検査センターに委託を開始している経緯等を話し、前橋市はこれまで全国の特定市における直営のリーダー格として計量行政を担ってきましたが、平成31（令和元）年度から私ども指定定期検査機関に委託をされることになりました。今後は県内全域が「委託」となることから、これを契機に群馬県全体の検査体制について行政と検査機関団体が課題と情報を共有し、必要に応じて協議、意見交換を重ねながらご理解を賜り、より良い方向に進めて参りたいと考えています。県民・市民から「計量に対する信頼性を損なわないように、維持する事が大切である。」とし、この会議の中で、次の課題として、検査センターと（一社）群馬県計量協会の統合の件についても、報告しております。

検査センターでは、設立当初より、所在場所検査を中心に中・長期の計画のもと職員の雇用を行い、計量士資格者を協会内で雇用・育成を行ってきた経緯があり、組織の構築体制が異なっている側面があります。職員の雇用等に関しても、もとより、指定検査機関として、職員の育成・強化をしてきており、計量協会の組織運営とは違うものがあります。

しかし、雇用を定期的に維持し、計量士の育成を図っていくとなると、財政的な基盤の強化が必要となってまいります。

いずれにしても、双方団体で協議をかさねており、統合化を進める事と考えております。

県内の検査体制の再構築並びに運営・執行を安定的、確実にしていく事が求められています。

先ず、公正性、公平性、独立性が確保された仕組みの構築と共に、組織の継続性の確保等々課題が山積している中で、新たな発展の機会と捉え、会員計量士の皆様とともに、取り組んで行きたいと考えております。運営等においても、ISO規格「ISO9001品質マネジメントシステム－要求事項」において、品質マネジメントシステムの有効性にとって不可欠な考え方として導入されましたリスクに基づく考え方（risk based thinking）を参照し、組織が抱える課題の洗い出し、継続的に改善されないことそのもの…すなわちたとえば力量や事務局員の意識改善、設備改善、雇用委託等々働く環境整備等リスクとなりうる課題を分析し、計画的に改善活動を行なっていく事となります。

群馬の計量体制の充実と域内の需要・要求事項等々もあり、新たな基点で検討を進める事が必要かと思います。何よりも、県民・市民から「計量に対する信頼性」を損なわないように、維持、継続できる体制を構築する事が大切であり、目的であります。

## （7）終わりに

協会の50周年・100周年の祝賀もあり、群馬の計量に関わる先人、大先輩の皆様に大きな道標を頂いております事、その歩みに敬意を表する次第でございます。

「計量」は、関係者の不断の努力の管理の基で維持される制度であるという事も強く指摘をしておきたいところです。

この機に改めて、申し上げておきたいと思います。

「計量」は県民生活の安全・安心にとっても、もっとも身近な社会の基盤制度であります。

再度申し上げますが、何よりも、我々計量関係者の使命として、あらゆる機会を捉え、計量に関わる知識・情報を広く国民に提供するように工夫し、努力する必要があるかと思います。

こうした社会の基盤整備に資する活動について皆様のご理解とご協力を願う次第です。

ともあれ、一般社団法人群馬県計量協会は、協会会員の皆さんへ適格な計量情報の提供と計量技術の向上及び適正な計量管理を推進するとともに、県民の皆様方への計量情報の提供、計量思想の普及啓発を図る活動を更に進めてまいりたいと考えています。

県産業政策課並びに計量検定所等のご指導と会員各位のより一層のご支援ご協力を賜り、当協会へのご参画をお願いし、ご挨拶といたします。



# 感慨深い計量業務の思い出

一般社団法人 群馬県計量協会

副会長 笹尾利昭

群馬県計量協会は本年創立50周年を迎え更に前身である日本度量衡協会群馬県支部創立から100周年の節目を迎える記念行事の一環として記念誌を編纂されますことに衷心よりお慶び申し上げます。

私は計量関係業務に1963（昭和38）年から携わり、計量検定所の所長、計量協会の専務理事を経験し、現在も副会長兼計量士部会長として、通算57年と半世紀超えの長きに渡り、一途に計量関係業務に携さわらせていただいておりますことに感謝申し上げます。

その間に、計量を取り巻く環境は、その時代の背景と共に、大きく変遷しておりますが、今までに印象に残っている計量人生を振り返ってみたいと思います。

## 1 計量行政業務の思い出

### (1) 新庁舎の新築全面移転

1988（昭和63）年7月の新庁舎の新築全面移転ですが、時のM次長と一緒に昭和62、63年の2か年計画で、長期的視野に立った庁舎設計に努め、計量器の検定・検査の合理化、消費者保護が図られるよう配慮した設備、備品整備、予算処置等について担当し、先進県の視察や情報収集、関係業者との打ち合わせ、完成までの現場確認で建設現場間の往復で相当な実務時間を費やしましたが、他県にも誇れる新庁舎となりました。



新たな設備はホイストクレーン（2t）、大型はかり検定・検査用1t分銅、水道メーター、ガスメーターの検査設備、タクシーメータ用ローラ、ダムエータ、計量に関する展示コーナーや研修会、講習会が行える大会議室です。

県庁構内の旧庁舎から約10kmの引っ越し作業も検定・検査設備・用具等が相当多くあり、精密機械類の梱包も新設の部屋ごとに整理・梱包するなど1年前から準備し、引越し業者と綿密な作業スケジュールを作成し、職員一同の協力で無事終えることができました。

## (2)自治事務の対応

2000（平成12）年4月に、計量法も自治事務になり、検定・検査等業務手数料等が都道府県、特定市の条例で定めることになり、平成10、11年を準備期間として都道府県の計量会議が頻繁に行われ更に、近県間及び特定市間の情報交換も多く行い対応いたしました。群馬県の手数料の構成要素の一つは人件費で、業務の所要時間に職員の平均単価を乗じた数値、一つは設備、備品等に要した費用及び減価償却費、これらに必要な人員数や実績等を勘案した煩雑な作業を行い、すべての手数料額を算出しました。

なお、条例の作成は検定所では単独で進められないため、主務課の担当主幹に協力してもらい、平成8年に質量管理用分銅の依頼検査等を行うために制定した群馬県計量検定所手数料条例を廃止し、新たに検定・検査等手数料を定めた群馬県計量検定所手数料条例を制定しました。

この条例作成の担当次長として、県と折衝・協議するなど業務量は多く非常に忙しい時期でしたが、無事に条例を制定することができました。

## (3)指定定期検査機関の指定

1996（平成8）年4月に計量協会の法人化以降、懸案事項であった指定定期検査機関の指定がありますが、所長時代であった2003（平成15）年に条例などの環境を整備して、4月から群馬県が実施している区域を指定することができました。

指定にあたっては平成10年に、国の権限の地方移譲、規制緩和の議論があり、定期検査周期の見直しが検討課題に入り、その間は足踏状態の時期がありましたが、平成12年に従来の2年周期に落ち着き、同年から指定定期検査調査検討委員会を発足し、計量協会、代検査計量士、市町村等と積極的に検討協議・説明会等を重ね、メリット・デメリット等の問題解決を図りながら進め、並行して県とも連携を密に取りながら適宜ヒヤリングを行い、最終的な予算措置、設備の整備、体制整備、条例制定等が決定するまでは、結構期間を要し、指定までの道のりが長かったと感じております。

## 2 計量協会業務の思い出

### (1)環境分科会創立30周年記念行事の開催

計量協会の専務理事就任は2004（平成16）年6月からですが、当時から環境分科会創立30周年記念行事と記念誌発行の事業が進められており、企画等に側面から支援を行いました。記念式典は平成18年5月19日に前橋市のウエルシティ前橋で挙行され環境計量功労者26名の表彰と、記念パーティ及び記念講演を行いました。

検討会議など回数を多く開催し、記念パーティや記念講演、更には記念誌を無事発行できました。記念誌は環境分科会の今迄の歴史を振り返ることができる唯一内容の濃いものになりました。環境分科会は発足当時から目的意識がはっきりしており、業務がスムーズに進行しました。

### (2)関東甲信越地区計量団体連絡協議会の当番県での開催

2009（平成21）年10月には関東甲信越地区計量団体連絡協議会が本県の当番で磯部温

泉「ホテル磯部ガーデン」に於いて開催されました。来賓の知事を初め、関係者総数220名の出席をいただき盛大に開催されました。

関プロ会議の代表者会議等で議題など5回程検討・協議を重ねましたが、当日の提案議題が8問と非常に多く、質問、回答等の時間割調整等に神経を使ったことが思い出されます。

協会内でも数年前から事業推進委員会を組織し、記念講演、見学場所等を何回も協議して、高崎市などの協力を受けて、無事開催することができました。

出席者の皆様には、おもてなし等をとても感謝され、成功裏に終わったことで肩の荷がおろされた気持ちになりました。

そこから10年たった2019年（令和元）年10月に伊香保温泉「ホテル木暮」で、再び本県が当番で関東甲信越地区計量団体連絡協議会が開催され、来賓の山本知事はじめ、関係者総数186名の参加を頂き、会議等全体が成功裏に開催されました。前回開催時とは立場は違いますが、大きな会議に参画できたことは、非常に記憶に残っております。

#### （3）計量管理業務の受託の拡大

計量管理業務の受託の拡大として、2004（平成16）年の適正計量管理事業者である郵政グループの窓口はかり等の定期検査と計量管理主任者への計量管理業務指導の県内全局の受託がありますが、会員減が続く中、計量協会の財源の安定的確保と計量士業務の拡大・地位向上及び計量協会としての計量管理の一層の推進が図られたと思っております。これからは若手計量士の育成をして、計量の専門家集団として成長することを期待します。

#### （4）2特定市の指定定期検査機関の受託

2007（平成19）年の県内2特定市（伊勢崎市・太田市）より、指定定期検査機関の受託がありますが、両市は従前から県で実施していた区域であり、定期検査を受託すべく、計量協会に委託した場合の予算的根拠やメリット等を両特定市と精力的に協議を行い、両特定市のご理解を得て、指定検査機関の認可・委託を受け、業務を実施しております。

更に、指定定期検査機関としての事務局体制の整備、新公益法人制度改正による一般社団法人移行のための準備を行ったこと等が印象に残っております。

### 3 現在と今後

現在は、計量団体業務を側面から協力の他に、自身での適正計量管理事業所の計量管理業務を担当しておりますが、まだまだ健康でありますので、今後も微力ながら、より一層の計量管理活動の推進に努めて参りたいと考えております。

最後に、この記念事業を機に計量協会の更なる発展と会員皆様の益々のご繁栄を祈念しております。



## 群馬県計量協会100周年記念誌に寄せて — 環境分科会について —

一般社団法人 群馬県計量協会

顧問 浅川 千佳夫

(環境分科会会长職:H11年～令和元年)

計量協会100周年おめでとうございます。私は環境分科会長を1999年から2020年にかけて務めさせていただきましたので、環境分科会の紹介をさせていただきます。

計量法の改正により環境計量士の制度ができ、環境計量証明事業が決められたのは、1974（昭和49）年でした。その翌年1975（昭和50）年から環境計量証明事業の登録が始まりました。そして1976（昭和51）年6月に群馬県計量協会の理事会および通常総会で、組織変更により証明部会に環境分科会の新設を承認いただきました。

当時は公害が社会問題で有害物質の測定が主でしたが、その後は生活環境の監視のためにも環境計量証明事業は社会になくてはならないものになっております。さらにはダイオキシン類に代表される特定計量証明事業の創設により、ますます社会的重要性をおびております。こうした中、環境の時代といわれる21世紀で、精度管理を十分に行い、基礎的なデータ（数値）を扱う事業は、地味ではありますが必要不可欠なものと認識し、取り組んでおります。

私どもは濃度、音圧、振動、特定濃度の区分ごとに登録している環境計量証明事業者26社で構成している会で、総務企画委員会、浄化槽委員会、技術委員会、放射線委員会の4委員会を置いて活動しております。

ですから分析測定に使用する環境計量器を使用することで計量法は最も重要な法律ですが、そのほかに水質汚濁防止法・大気汚染防止法・騒音規制法・振動規制法など環境関連法にも日常的に接しております。

さて、分科会で行っている事業について、少し具体的に紹介します。

- ①研修見学会は他県にある施設の見学と会員間の親睦をはかる目的で毎年行っていますが、数年前からは3年に1度実施しています。
- ②新任技術者研修会は会員事業所に入所した新人等を対象として、環境計量証明事業の基礎的な内容を1講義60分で6講義行っています。この事業も毎年行っていましたが数年前からは3年に1度実施しています。
- ③毎年発行される群馬県環境白書の説明およびトピック的な話を環境森林部の3課の職員より受けています。
- ④計量法に係る研修を計量検定所職員により、環境計量証明事業に係る説明と、事業所立入による指摘事項等の説明を受けています。
- ⑤県土整備部との意見交換会は2014年度より始められ、環境分科会より提出した質問をもとに意見交換を行っています。

- ⑥環境森林部との意見交換会は2017年度より始められ、環境分科会より提出した質問をもとに意見交換を行っています。
- ⑦群馬県下水道総合事務所と「災害時等における緊急分析の協力に関する協定」を2017年9月に調印しました。協定の概要は「災害等の発生により下水道総合事務所の水質分析等実施が困難な場合、環境分科会が緊急的に行う分析に関し協定する」ものです。雑駁ですが以上で環境分科会の紹介を終えます。これからも群馬県計量協会の一員として活動してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

## VIII 計量関係表彰・受賞者

計量関係功労者等として表彰を受けられた方々や事業者を一覧として、芳名を記録としてとどめることとする。

### 1 叙勲・褒章

年 度	氏 名	備 考
昭和53年度	大津 一 元計量検定所長	勳五等瑞宝章(計量)
昭和61年度	横田 初英 平和衡機株	藍綬褒章(計量)
平成6 年度	横田 初英 平和衡機株	勳四等瑞宝章(計量)
平成19年度	松倉 重昭 株ユニオン	旭日双光章(計量)

### 2 通商産業大臣表彰(計量関係功労者)

※平成13年より経済産業大臣に再編

年 度	氏 名	備 考
昭和49年度	平井 敬二	平井はかり店
昭和54年度	乙部 秀夫	元計量検定所長
昭和56年度	安藤 賢一	安藤製薬株
昭和58年度	横田 初英	平和衡機株
昭和59年度	佐藤 安信	元計量検定所長
昭和63年度	藤田 孟司	元計量検定所長
平成元年度	佐鳥 全治	(株)佐鳥薬局
平成2 年度	坂田 松平	(株)坂田金物店
平成3 年度	横田 初英	平和衡機株
平成3 年度	横山 昇	(株)横山衡器製作所
平成4 年度	横山 進吉	(株)横山衡器製作所
平成6 年度	横森 茂樹	元計量検定所長
平成13年度	杉山 吉郎	(有)杉山資源
平成13年度	信越化学工業(株)群馬事業所	(優良適正計量管理事業所)
平成21年度	金子 忠夫	富士計器製造(株)
平成23年度	浅川 千佳夫	(株)群馬分析センター
平成25年度	横田 貞一	平和衡機株

### 3 産業技術環境局長表彰(計量制度運営等貢献者)

年 度	氏 名	備 考
平成25年度	松岡 小十郎	(一社)群馬県計量協会理事
平成27年度	笹尾 利昭	(一社)群馬県計量協会副会長
平成28年度	本間 良一	(一社)群馬県計量協会理事

### 4 群馬県功労者表彰 商工(計量)

年 度	氏 名	備 考
平成2 年度	坂田 松平	(株)坂田金物店
平成3 年度	横田 初英	平和衡機株
平成10年度	横山 進吉	(株)横山衡器製作所
平成15年度	松倉 重昭	(株)ユニオン
令和元年度	横田 貞一	平和衡機株

5 群馬県総合表彰 商工（計量）

年 度	氏 名	備 考
昭和56年度	横山 昇	(株)横山衡器製作所
昭和58年度	横田 初英	平和衡機(株)
昭和60年度	横山 進吉	(株)横山衡器製作所
昭和63年度	杉山 吉郎	(有)杉山資源
平成2年度	吉原 仁三郎	(株)越後屋金物店
平成3年度	関口 マサ	睦計量所
平成5年度	武井 仲男	群馬衡器
平成6年度	相川 將	群馬トヨタ自動車(株)
平成7年度	松倉 重昭	(株)ユニオン
平成8年度	桑原 幹	(有)桑寿園茶店
平成9年度	中沢 三四雄	(株)中沢薬局
平成24年度	金子 忠夫	富士計器製造(株)
平成26年度	横田 貞一	平和衡機(株)

6 一般社団法人日本計量協会長表彰（平成12年より一般社団法人日本計量振興協会）

年 度	氏 名	備 考
昭和45年度	黒沢 睿太郎	恵比寿屋黒沢商店
昭和46年度	中沢 時太郎	(名)中沢薬局
昭和47年度	高橋 伊佐寿	(有)いそだや
昭和48年度	東 佐武郎	東薬局
昭和49年度	坂田 松平	(株)坂田金物店
昭和50年度	小川 大重	(株)小川薬局
昭和51年度	水村 周作	水村園
昭和52年度	佐鳥 全次	(株)佐鳥薬局
昭和53年度	安藤 賢一	安藤製薬(株)
昭和54年度	吉原 仁三郎	(株)越後屋金物店
昭和55年度	鈴木 福三郎	(有)岩神薬局
昭和56年度	横田 初英	平和衡機(株)
昭和57年度	小林 昇治	小林平十郎商店
昭和58年度	桑原 幹	(有)桑寿園茶店
昭和59年度	相川 將	群馬トヨタ自動車(株)
昭和60年度	武川 栄一	(株)大津屋薬局
昭和61年度	星野 精助	関東化成工業(株)
昭和62年度	杉山 吉郎	(有)杉山資源
昭和63年度	黒岩 正治	(株)米屋商店
平成元年度	横山 進吉	(株)横山衡器製作所
平成2年度	関口 マサ	睦計量所
平成3年度	遠藤 英治	栄屋金物店
平成4年度	小池 忠義	小池物産(株)
平成5年度	武井 仲男	群馬衡器
平成6年度	松倉 重昭	(株)ユニオン商会
平成7年度	長島 健一	(株)長島薬局

年 度	氏 名	備 考
平成8年度	宮前 剛	(株)宮前薬局
平成9年度	小林 敏男	(有)小林平十郎商店
平成9年度	横田 初英	平和衡機(株) 特別功労
平成10年度	堀越 信宏	(有)恵比寿屋
平成11年度	小沢 二郎	(株)小沢
平成11年度	杉山 吉郎	(有)杉山資源 特別功労
平成12年度	中沢 三四雄	(株)中沢薬局
平成13年度	三井田光男	ホームセンター三井田
平成14年度	大木 純一	大木理工機材(株)
平成15年度	松岡 小十郎	元計量検定所長 計量士
平成17年度	金子 忠夫	富士計器製造(株)
平成18年度	浅川 千佳夫	(株)群馬分析センター
平成27年度	笛尾 利昭	(一社)群馬県計量協会副会長
平成28年度	荻野 容子	(一社)群馬県計量協会
平成29年度	大木 徳広	大木理工機材(株)
平成30年度	茂木 安夫	計量士
令和元年度	久松 一夫	久松商事(株)

## 7 社団法人日本計量士会長表彰

年 度	氏 名	備 考
昭和53年度	横山 昇	(株)横山衡器製作所
昭和55年度	武井 仲男	群馬衡器
昭和56年度	横山 進吉	(株)横山衡器製作所
昭和56年度	乙部 秀夫	元計量検定所長
昭和57年度	横森 茂樹	元計量協会専務理事
昭和63年度	佐藤 安信	元計量協会専務理事
平成元年度	藤田 孟司	元計量協会理事
平成4年度	伊佐野 幸市	P & G
平成5年度	三森 智	三森計量事務所
平成9年度	榎 鴻	(株)横山衡器製作所
平成11年度	本間 良一	明星電気(株)
平成13年度	野邊 恒夫	(社)群馬県計量検査センター

※ 以降は(社)日本計量振興協会に吸收

## 8 日本計量証明事業協会連合会長表彰

年 度	氏 名	備 考
平成18年度	J A 東日本くみあい飼料(株)赤城工場	元計量証明部会長

## 9 関東甲信越地区計量団体連絡協議会長表彰

年 度	氏 名	所属団体	備 考
平成14年度	佐藤 安信	計量協会計量士部会	元部会長
平成15年度	横田 初英	計量協会	元会長
平成18年度	藤田 孟司	計量協会計量士部会	元部会長

年 度	氏 名	所属団体	備 考
平成22年度	松岡 小十郎	計量協会計量土部会	元部会長
平成23年度	松倉 重昭	計量協会	元会長
平成24年度	武井 仲男	計量協会計量土部会	元理事

10 計量法公布20周年記念知事表彰（昭和46. 6. 7）

区 分	氏 名	備 考
経営者	平井 敬二	平井はかり店
"	豊泉 治男	(名)豊田園
団体役員	鈴木 賢三	(株)鈴木薬局
永年勤続市町村職員	西山 光三	桐生市
	片貝 嘉一	中之条町
計量管理優良事業所	大同製鋼株	

11 メートル条約成立及び度量衡取締条例公布100周年記念知事表彰（昭和50. 6. 17）

区 分	氏 名	備 考
経営者	高橋 伊三寿	(有)いそだや
"	黒沢 睿太郎	(有)恵比寿屋黒沢商店
"	坂田 松平	(株)坂田金物店
計量管理優良事業所	関東化成工業株	

12 計量法公布30周年記念知事表彰（昭和56. 6. 7）

区 分	氏 名	備 考
経営者	横田 初英	平和衡機(株)
従業員	曾根 政一	平和衡機(株)
"	吉池 定雄	横山衡器製作所(株)
団体役員	小川 大重	(株)小川薬局
永年勤続市町村職員	湯沢 勇一郎	大間々町
"	狩野 利雄	北橘村
"	富所 文夫	群馬町
計量管理優良事業所	力ネボウ食品(株)新町工場	

13 計量制度100年・計量法公布40周年記念知事表彰（平成3. 12. 6）

区 分	氏 名	備 考
経営者	笠井 千代春	富士計器製造(株)
"	桑原 幹	(有)桑寿園茶店
"	柴田 忠晴	日本精密測器(株)
"	吉濱 和夫	(株)環境技研
"	松倉 重昭	(有)ユニオン
団体役員	相川 將	群馬トヨタ自動車(株)
"	武井 仲男	群馬衡器
永年勤続市町村職員	畦上 春彦	中之条町
計量管理優良事業所	群馬県経済農業協同組合連合会	

## 14 計量法公布50周年記念知事表彰（平成13.11.18）

(個人)

区分	氏名	備考
経営者	廣田 博司	(有)廣田銅鉄店
"	廣田 稔	(株)ヒロタ
"	牧繪 孝夫	(有)マキエ一貫堂
従業員	榎 鴻	(株)横山衡器製作所
"	松島 純	富士計器製造株
団体役員	杉山 吉郎	(社)群馬県計量協会常任理事
永年勤続市町村職員	大谷 康行	前橋市
計量士	野邊 恒夫	(社)群馬県計量検査センター
"	三森 智	三森計量士事務所

(事業所)

区分	事業所名
計量管理優良事業所	(株)群馬分析センター
"	関東くみあい化成工業(株)
"	群馬トヨタ自動車(株)
"	信越化学工業(株)群馬事業所磯部工場
"	日本エンヂニヤー・サービス(株)前橋出張所
"	日本精密測器(株)
"	平和衡機(株)

## 15 創立100周年記念計量功労者表彰 知事表彰（令和3.11.12）

区分	氏名	会員歴(年)	役員歴(年)
事業所	平和衡機(株)	67	51
"	(株)ヒロタ	67	23
"	群馬トヨタ自動車(株)	51	51
"	大木理工機材(株)	46	32
"	(株)ユニオン	46	32
"	(株)群馬分析センター	43	21
"	日本精密測器(株)	40	34
"	信越化学工場(株)群馬事業所	34	29
"	(株)片桐商店	32	22
役員	横田 初英 平和衡機(株)		34
"	廣田 稔 (株)ヒロタ		23
"	浅川千佳夫 元(株)群馬分析センター		21
"	松岡小十郎 元計量検定所長		20

## 16 計量制度100年・計量公布40周年記念 群馬県計量協会長表彰（平成3.12.6）

氏名	所属等	備考
廣田 稔	(株)廣田	
小沢 二郎	(株)小沢	
中沢 三四雄	(株)中沢薬局	
長島 健一	(株)長島薬局	

氏名	所属等	備考
小林 敏男	(有)小林平十郎商店	
宮前 剛	(株)宮前薬局	
三井田光男	ホームセンター三井田	
堀越 信宏	(有)恵比寿屋黒沢商店	
松江 直吉	(有)松江薬局	
小池 忠義	小池物産(株)	
大木 正雄	大木理工機材(株)	
野口 靖夫	太陽機器(株)	
片桐 孝雄	(株)片桐商店	
加藤 昭次	(有)加藤商店	
廣瀬 太郎	(株)アサヒ商会	
横尾 肇	横尾計器(株)	
大垣 和男	(株)富永製作所	
信越化学工業	(株)磯部工場	

○感謝状

氏名	所属等	備考
笛尾 利昭	群馬県計量検定所	
内田 努	"	
茂木 安夫	"	
飛田 和宣	"	
大谷 康之	前橋市役所	
松田 直人	高崎市役所	

17 活性化事業群馬県計量協会長表彰 (平成11.5.25)

部会名	氏名	所属	備考
工業部会	横尾 晋	横尾計器(株)	
販売部会	土田 辰夫	(株)土田金物店	
証明部会	星 正敏	(株)環境技研	
管理部会	富澤 清	関東くみあい化成工業(株)群馬町工場	
計量士部会	三森 智	三森計量事務所	

18 計量法公布50周年記念 群馬県計量協会長表彰 (平成13.11.28)

○役員

役職名	氏名	所属	備考
副会長	松倉 重昭	(株)ユニオン	
"	佐藤 安信	学識経験者(元計量検定所長)	
専務理事	松岡 小十郎	学識経験者(元計量検定所長)	
常任理事	武井 仲男	群馬衡器	
"	浅川 千佳夫	(株)群馬分析センター	
"	横山 進吉	(株)横山衡器製作所	
理事	高橋 一夫	(有)いそだや	
"	土田 辰夫	(有)土田金物店	
"	横田 英一	群馬トヨタ自動車(株)	

役職名	氏名	所属	備考
理事	三橋 新太郎	日本精密測器(株)	
"	大木 純一	大木理工機材(株)	
"	藤田 孟司	学識経験者(元計量検定所長)	
"	北屋敷 直	関東くみあい化成工業(株)赤城工場	
"	金子 忠夫	富士計器製造(株)	
監事	横尾 晋	横尾計器(株)	

○従業員

役職名	氏名	所属	備考
工業部会	北爪 博志	(株)森電機製作所品技グループ課長	
"	花岡 治元	(有)磯部サービス 第3事務部長	
証明部会(環境)	新井 由雄	(有)新井計量事務所	
"	熊木 修一	(財)群馬県健康づくり財団検査事業部付課長	
"	篠原 和人	(株)テルム北関東分析センターG長	
"	星 正敏	(株)環境技研 取締営業本部長	

19 計量記念日事業 群馬県計量協会長表彰 (平成15.11.28)

部会名	氏名	所属	備考
工業部会	新井 孝夫	(有)高崎計装 タクシーメーター	
販売部会	田島 勇	田島平和堂薬局 計量器販売	
証明部会	佐藤 龍馬	(株)インフォマテックヨシヤ 環境計量証明事業者	
管理部会	金井 章治	カネボウフーズ(株)適正計量管理事業所	
計量士部会	岩崎 博史	(社)群馬県計量検査センター 代検査	

20 創立100周年記念計量功労者表彰 群馬県計量協会長表彰 (令和3.11.12)

区分	氏名	会員歴(年)	役員歴(年)
事業所	(株)環境技研	43	19
"	(株)タツノ 群馬営業所	40	17
"	(株)寺岡精工 群馬営業所	40	11
"	久松商事(株)	40	11
"	トキコシステムソリューションズ(株)前橋営業所	37	11
"	クラシエフーズ(株)新町工場	32	10
"	(株)イシダ 群馬営業所	32	11
役員	横田 貞一 平和衡機(株)		17
"	笹尾 利昭 計量士部会		16
"	大木 徳広 大木理工機材(株)		13
"	本間 良一 計量士部会		13
"	片桐 伸也 片桐商店		11
"	久松 一夫 久松商事(株)		11
"	中嶋 学 トキコシステムソリューションズ(株)前橋営業所		11
"	茂木 安夫 計量士部会		11
計量士	榎 鴻 計量士部会	20	

21 群馬県計量協会 環境分科会創立30周年記念 環境計量功労者会長表彰（平成18. 5. 19）

区分	氏名	備考
経営者	佐藤 緋佐子	(株)インフォマテックヨシヤ
"	下山 親一	(株)不二ケミカル
"	新井 由雄	(有)アライ計量事務所
役員等	佐藤 竜馬	(株)インフォマテックヨシヤ
"	高橋 行正	(株)環境科学コーポレーション関東事業所
"	足立 英則	(株)環境技研
"	佐藤 修	(株)群馬分析センター
"	福島 孝志	三洋電機(株)事業開発本部環境リサーチセンター東部
"	中林 栄一	(社)群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
"	荒井 哲雄	(株)ヤマト大和分析センター
"	関根 勇仁	(株)環境分析センター
事業所	(株)総合環境分析 北関東支社	
従業員	根岸 栄	(株)環境科学コーポレーション関東事業所
"	宇佐見英一	(株)環境技研
"	高木 英昭	(株)環境技研
"	松村 裕之	(株)群馬分析センター
"	赤穂 和行	(株)群馬分析センター
"	青島 ウメ	瑞晃化学(株)
"	大澤 豊弘	瑞晃化学(株)
"	佐藤 伸子	シバタ環境科学(株)
"	小畠 勝	パリノ・サーヴェイ(株)
"	清水 則幸	(財)群馬県健康づくり財団検査事業部
"	池田 則雄	(社)群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
"	金子 弓子	(有)アライ計量事務所
会長推薦	中野 恵子	関東電化産業(株)

○感謝状

荻野 容子	(社)群馬県計量協会
-------	------------